

第4回尼崎市議会定例会市長追加提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	条 例	計
件 数	2	2

(2) 議案の名称

<条例>

議案第47号	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	… 3
議案第48号	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	…27

<令和8年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第47号	所 管	国保年金管理担当
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）及び国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（令和8年政令第2号）の制定により、国が「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）において実施を決定したこども・子育て政策の拡充に必要な財源を賄うため、公的医療保険の保険者として、被保険者から保険料を徴収し、国に子ども・子育て支援納付金を納める必要が生じたことから、所要の整備を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 保険料の賦課額の規定に子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援納付金分の保険料の賦課に係る次の規定を新設する。</p> <p>ア 子ども・子育て支援納付金賦課総額</p> <p>イ 子ども・子育て支援納付金賦課額</p> <p>ウ 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額</p> <p>エ 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率</p> <p>オ 子ども・子育て支援納付金賦課限度額</p> <p>(3) 保険料の減額賦課の規定に子ども・子育て支援納付金賦課額の減額に係る規定を追加する。</p> <p>(4) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額規定を新設する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>令和8年4月1日</p>					

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 <u>法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する保険料の賦課額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>その世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(2) <u>その世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) <u>その世帯に属する介護納付金賦課被保険者（令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(4) <u>その世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条 基礎賦課額（第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項又は第19条の2の5の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第9条 <u>法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第76条第1項の規定により被保険者の属する世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）から徴収する保険料の賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第10条 <u>保険料の賦課額のうち基礎賦課額</u>（第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項又は第19条の2の4の規定により基礎賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p>

<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合計額</p> <p>ウ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の7第1項の規定により徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費（以下「市特別会計」という。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等、介護納付金及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この条において「納付金納付費用」という。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合計額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険保険給付費等交付金の額</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国</p>	<p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ウ 国民健康保険事業費納付金（法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の7第1項の規定により徴収される国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の納付に要する費用（兵庫県の国民健康保険に関する特別会計（以下「県特別会計」という。）において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額</p> <p>キ その他尼崎市特別会計国民健康保険事業費（以下「市特別会計」という。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下「納付金納付費用」という。）の額を除く。）</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の規定により交付される国民健康保険保険給付費等交付金（以下「保険給付費等交付金」という。）の額</p> <p>エ その他市特別会計において負担する国</p>
--	---

<p>民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。） <u>のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金（以下「控除対象繰入金」という。）を除く。）</u> の額 （基礎賦課額）</p> <p>第11条 基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(3) 略</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯（以下この条において「特定被保険者所属世帯」という。）で同日の属する月（以下この条において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限</p>	<p>民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。） のための収入の額 （基礎賦課額）</p> <p>第11条 基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、<u>被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額</u>とする。</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第13条 略</p> <p>(1) 所得割 基礎賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）<u>第32条の9に規定する</u>方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</p> <p>(3) 略</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者の属する世帯（以下「特定被保険者所属世帯」という。）で同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）</p>
--	--

<p>る。以下「特定世帯」という。)の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条 後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2第3項において準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において準用する同条第1項又は第19条の2の5の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この条において同じ。)の額</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合計額 イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(控除対象繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第15条の2 後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定し</p>	<p>の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該特定被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。)の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除して得た額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第15条 <u>保険料の賦課額のうち</u>後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の2第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号ア及びイにおいて同じ。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p> <p>第15条の2 後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定し</p>
---	--

た所得割額及び被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の2の3 略

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令で定める方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の3 第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 介護納付金賦課額(第19条の2第3項において準用する同条第1項、第19条の2の3第2項において準用する同条第1項又は第19条の2の5の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この条において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合計額

た所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の2の3 略

(1) 所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、規則で定める方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の3 第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額は、令第29条の7第3項第8号に規定する額(他の法令の規定において後期高齢者支援金等賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「後期高齢者支援金等賦課限度額」という。)を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の3第3項において読み替えて準用する同条第1項又は第19条の2の4の規定により介護納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号ア及びイにおいて同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

<p>イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入<u>（法第72条の3第1項又は第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）</u>の額</p> <p>（介護納付金賦課額）</p> <p>第15条の5 <u>介護納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額並びにその属する世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の7 略</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第15条の8 <u>第15条の5の介護納付金賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額（他の法令の規定において介護納付金賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額）を超えることができない。</u></p> <p><u>（子ども・子育て支援納付金賦課総額）</u></p> <p>第15条の9 <u>子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2第4項、第19条の2の2第3項において準用する同条第1項、第19条の2の3第3項において読み替えて準用する同条第1項、第19条の2の4第1項又は第19条の2の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額</u></p>	<p>イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入の額</p> <p>（介護納付金賦課額）</p> <p>第15条の5 <u>保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。</u></p> <p>（介護納付金賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の7 略</p> <p>(1) 所得割 <u>介護納付金賦課総額の100分の47に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数</u></p> <p>（介護納付金賦課限度額）</p> <p>第15条の8 <u>第15条の5の介護納付金賦課額は、令第29条の7第4項第8号に規定する額（他の法令の規定において介護納付金賦課額の限度額の特例として定められている額がある場合には、その額。以下「介護納付金賦課限度額」という。）を超えることができない。</u></p>
---	---

額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合計額

ア 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この条において同じ。）の額

イ 第19条の2の4第1項又は第19条の2の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額する場合にあっては、その減額することとなる額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合計額

ア 法附則第7条の規定により読み替えて適用する法第75条の規定により交付される補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他市特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（控除対象繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の10 子ども・子育て支援納付金賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の総額、当該世帯に属する18歳以上被保険者（令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)

第15条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る保険料の賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の12 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の9第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号イに掲げる見込額を控除した額（以下この条において「18歳以上被保険者均等割額算定基礎額」という。）を控除した額（以下この条において「保険料率算定基礎額」という。）の100分の47に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令で定める方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割額 保険料率算定基礎額の100分の37に相当する額を保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額
- (3) 18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者均等割額算定基礎額を保険料の賦課期日における18歳以上被保険者の見込数で除して得た額
- (4) 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、当該アからウまでに定める額
ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 保険料率算定基礎額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数を控除した数で除

<p><u>して得た額</u></p> <p><u>イ 特定世帯 アに定める額に2分の1を</u> <u>乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の</u> <u>3を乗じて得た額</u></p> <p><u>2 第13条第2項及び第3項の規定は、前項</u> <u>の保険料率の決定について準用する。</u> <u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第15条の13 第15条の10の子ども・子</u> <u>育て支援納付金賦課額は、令第29条の7第</u> <u>5項第10号に規定する額(他の法令の規定</u> <u>において子ども・子育て支援納付金賦課額の</u> <u>限度額の特例として定められている額がある</u> <u>場合には、その額。以下「子ども・子育て支</u> <u>援納付金賦課限度額」という。)を超えること</u> <u>ができない。</u></p> <p>(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴 う保険料賦課額の算定)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付 義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数 が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属す る被保険者が介護納付金賦課被保険者とな り、若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なり、又は当該被保険者が特例対象被保険者 等(令第29条の7の2第2項に規定する特 例対象被保険者等に該当する被保険者又は特 定同一世帯所属者をいう。以下同じ。)とな った場合(以下この条において「保険料の賦課 期日後に保険料の納付義務が発生した場合等 等」という。)における保険料の納付義務者に 係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の 後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条 の10の子ども・子育て支援納付金賦課額(当 該被保険者数が増加し、若しくは減少した場 合(特定同一世帯所属者に該当することによ り当該被保険者数が減少した場合を除く。)又 は特例対象被保険者等となった場合における 当該納付義務者に係るこれらの保険料の賦課</p>	<p>(賦課期日後の保険料の納付義務の発生等に伴 う保険料賦課額の算定)</p> <p>第18条 保険料の賦課期日後に保険料の納付 義務が発生し、一の世帯に属する被保険者数 が増加し、若しくは減少し、一の世帯に属す る被保険者が介護納付金賦課被保険者とな り、若しくは介護納付金賦課被保険者でなく なり、又は当該被保険者が令第29条の7の 2第2項に規定する特例対象被保険者等(以 下「特例対象被保険者等」という。)とな った場合(以下この条において「保険料の賦課 期日後に保険料の納付義務が発生した場合等 等」という。)における保険料の納付義務者に 係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の後 期高齢者支援金等賦課額(当該被保険者数 が増加し、若しくは減少した場合(特定同一 世帯所属者に該当することにより当該被保 険者数が減少した場合を除く。)又は特例 対象被保険者等となった場合における当該 納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若 しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は 第19条の2第1項(同条第3項及び第4項 において読み</p>
--	---

額)の世帯別平等割額を除く。)若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第4項、第19条の2の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第19条の2の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第19条の2の4第1項若しくは第19条の2の5に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日)、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額、第15条の5の介護納付金賦課額若しくは第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額又は第19条の2第1項若しくは第4項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項、第19条の2の4第1項若しくは第19条の2の5に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が

替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第19条の2の2第1項(同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第19条の2の3第1項(同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、それぞれ、当該納付義務が発生した日、当該被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該被保険者数が減少した場合において、その減少した日が月の初日であるときは、その前日)、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は当該被保険者が特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合における保険料の納付義務者に係る第11条の基礎賦課額、第15条の2の後期高齢者支援金等賦課額若しくは第15条の5の介護納付金賦課額又は第19条の2第1項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項若しくは第19条の2の4に定める額の算定は、当該納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当したことにより当該納付義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

3 保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が

発生した場合等又は保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合で、被保険者でない者又は他の世帯に属する者が一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（第19条の2の3第1項に規定する出産被保険者で、その免除対象期間（同項に規定する免除対象期間をいう。）内にあるものをいう。以下この条において同じ。）となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（介護納付金賦課被保険者でない者に限る。）が当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者が当該世帯に属する被保険者でなくなったときその他市長が別に定める異動が生じたときにおける保険料の賦課額の算定は、同項及び第19条の2の5並びに前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（保険料の減額賦課）

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の第11条の基礎賦課額（以下「基準基礎賦課額」という。）から、当該納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度分の保険料の賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この条において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この条において「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらな

発生した場合等又は保険料の賦課期日後に保険料の納付義務が消滅した場合で、被保険者でない者又は他の世帯に属する者が一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（第19条の2の3第1項に規定する出産被保険者で、その免除対象期間（同項に規定する免除対象期間をいう。）内にあるものをいう。以下この条において同じ。）となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者（介護納付金賦課被保険者でない者に限る。）が当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者となったとき、一の世帯に属する免除対象期間内出産被保険者が当該世帯に属する被保険者でなくなったときその他市長が別に定める異動が生じたときにおける保険料の賦課額の算定は、同項及び第19条の2の4並びに前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める。

（保険料の減額賦課）

第19条の2 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の第11条の基礎賦課額（以下この項において「基準基礎賦課額」という。）から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度分の保険料の賦課期日（当該賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（以下この項において「世帯主等」という。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらな

<p>いものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める額（当該世帯主等のうちの給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与</p>	<p>いものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める額（当該世帯主等のうちの給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与</p>
---	---

<p>所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同年における同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）及び公的年金等に係る所得を有する者（同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この条において「基準額」という。）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア 当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>(2) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保</p>	<p>所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同年における同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）及び公的年金等に係る所得を有する者（同年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては同年における当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める額に、当該合計数から1を控除した数に10万円を乗じて得た額を加えて得た額。以下この項において「基準額」という。）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、イに掲げる額を加えて得た額</p> <p>ア 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>(2) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保</p>
---	--

<p>険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア 当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>(3) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、<u>前2号のいずれかに</u>該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びイに掲げる額の合計額</p> <p>ア 当該年度分の<u>基準基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>2 市長は、前項各号に定める額を決定したときは、速やかに、<u>その決定した額</u>その他必要な事項を告示するものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額について準用する。</p>	<p>険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、<u>イに掲げる額を加えて得た額</u></p> <p>ア 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>(3) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、<u>前2号に</u>該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額に、<u>イに掲げる額を加えて得た額</u></p> <p>ア 当該年度分の<u>基礎賦課額</u>の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。イにおいて同じ。）</p> <p>2 市長は、前項各号に定める額を決定したときは、速やかに、<u>当該額</u>その他必要な事項を告示するものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合におい</p>
---	--

この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

4 次の各号に掲げる納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該年度分の第15条の10の子ども・子育て支援納付金賦課額（以下「基準子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）から、当該納付義務者の区分に応じ当該各号に定める額を減額して得た額（当該額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合は、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が基準額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 ア に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額

ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）

イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に

て、第1項中「第11条」とあるのは「第15条の2」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第11条」とあるのは「第15条の5」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

<p><u>10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）</u></p> <p><u>イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 世帯主等につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び</u></p>	
---	--

山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、基準額に、規則で定める額に当該年度分の保険料の賦課期日現在においてその世帯に属する被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加えて得た額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前2号のいずれかに該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされる者の数を乗じて得た額及びウに掲げる額の合計額

ア 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この号において同じ。）

イ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

5 第2項の規定は、市長が前項各号に定める額を決定したときについて準用する。

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する

第19条の2の2 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する

被保険者のうち当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者（未就学児に限る。）の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の基準基礎賦課額

(2) 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、その決定した軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の3 対象出産被保険者（出産被保険者（令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）で、当該年度内にその免除対象期間（出産の予定日（規則で定める場合にあつては、出産の日）の属する月（以下この条において「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前の月）から出産予定月等の翌々月までの期間をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部があるものをいう。以下この条において同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から第2号及

被保険者のうち当該年度分の第1号に規定する基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる者（未就学児に限る。）の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の第11条の基礎賦課額（以下この条において「基礎賦課額」という。）

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。）

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、当該軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の3 対象出産被保険者（出産被保険者（令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）で、当該年度内にその免除対象期間（出産の予定日（規則で定める場合にあつては、出産の日）の属する月（以下この条において「出産予定月等」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前の月）から出産予定月等の翌々月までの期間をいう。以下この条において同じ。）の全部又は一部があるものをいう。以下この条において同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1号に掲げる額から第2号及

び第3号に掲げる額の合計額を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、基礎賦課限度額)とする。

(1) 当該年度分の基準基礎賦課額

(2) 当該対象出産被保険者に係る当該年度分の基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基準基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「所得割免除額」という。)

(当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る所得割免除額の合計額)

(3) 当該年度分の基準基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「均等割免除額」という。)(当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る均等割免除額の合計額)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、市長が定める。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額について準用する。この場合において、同項第3号中「に12分の1」とあるの

び第3号に掲げる額の合計額を減額して得た額(当該額が基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)とする。

(1) 当該年度分の第11条の基礎賦課額(以下この条において「基礎賦課額」という。)

(2) 当該対象出産被保険者に係る当該年度分の基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「所得割免除額」という。)(当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る所得割免除額の合計額)

(3) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額に12分の1を乗じて得た額に、当該対象出産被保険者に係る免除対象期間のうち当該年度に属する期間の月数を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げる。以下この条において「均等割免除額」という。)(当該対象出産被保険者が当該世帯に2人以上属するときは、それぞれの対象出産被保険者に係る均等割免除額の合計額)

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の2」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「被保険者を」とあるのは「介護納付金賦

は、「(当該対象出産被保険者が18歳以上被保険者である場合にあっては、当該被保険者均等割額及び基準子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者1人当たりの18歳以上被保険者均等割額の合計額)に12分の1」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の4 18歳未満被保険者（令第29条の7第6項第10号に規定する18歳未満被保険者に該当する被保険者をいう。以下同じ。）が属する世帯に係る保険料の納付義務者に対して課する当該保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第1号に掲げる額から、第2号に掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされる18歳未満被保険者の数を乗じて得た額（以下この条において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該額が子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合は、子ども・子育て支援納付金賦課限度額）とする。

(1) 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額

(2) 当該年度分の基準子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者1人当たりの被保険者均等割額

2 市長は、軽減額を決定したときは、速やかに、その決定した軽減額その他必要な事項を告示するものとする。

第19条の2の5 保険料の納付義務者が、第19条の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第4項に規定する納付義務者、第19条の2の2第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する納付義務者、第19条の2の3第1項（同条第2項において準用する場合

課被保険者を」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項第1号中「第11条」とあるのは「第15条の5」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、市長が定める。

第19条の2の4 保険料の納付義務者が、第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合並びに次条及び付則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する納付義務者、第19条の2の2第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に

及び同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する納付義務者又は前条第1項に規定する納付義務者の2以上に該当するときは、その保険料の賦課額は、第19条の2第1項及び第4項、第19条の2の2第1項、第19条の2の3第1項並びに前条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額を参酌して市長が別に定めるところにより算定した額とする。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合におけるこの条例の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第19条の2第1項第1号（同条第3項において準用する場合を含む。）中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(出産被保険者に係る届出)

規定する納付義務者又は前条第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する納付義務者の2以上に該当するときは、その保険料の賦課額は、第19条の2第1項、第19条の2の2第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する額を参酌して市長が別に定めるところにより算定した額とする。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第12条第1項及び第19条の2第1項（同条第3項又は第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、第12条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、第19条の2第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「ついで、同法」とあるのは「ついで、地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

(出産被保険者に係る届出)

第19条の6 世帯主は、その世帯に出産被保険者が属することとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該出産被保険者について、この条の規定による届出がなくても市長が第19条の2の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用に必要な事項を確認することができるとき及び第19条の2の3第1項の規定が適用されることとなることのないときは、この限りでない。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の減額賦課の特例）

19 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合におけるこの条例の規定の適用については、第19条の2第1項第1号（同条第3項において準用する場合を含む。）中「総所得金額（とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

第19条の6 世帯主は、その世帯に出産被保険者が属することとなったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該出産被保険者について、この条の規定による届出がなくても市長が第19条の2の3第1項（同条第2項及び第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用に必要な事項を確認することができるとき及び同条第1項の規定が適用されることとなることのないときは、この限りでない。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険料の減額賦課の特例）

19 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第19条の2第1項（同条第3項及び第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条第1項第1号中「総所得金額（とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

<令和8年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第48号	所 管	消防局企画管理課																																		
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について																																						
内 容																																							
1	改正理由 消防団員等に係る公務等による死亡、負傷等の損害については、消防組織法等において市町村が補償することが義務付けられており、本条例にその補償に係る要件や補償額の算定方法等を規定しているところ、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）の制定に伴い、補償額の算定に用いる補償基礎額等が改定されるため、所要の整備を行うもの。																																						
2	改正内容 次のとおり補償基礎額及び補償基礎額の加算額を改定する。																																						
	(1) 消防団員の補償基礎額																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>勤務年数</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">団長及び副団長</td> <td>10年未満</td> <td>13,340円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>14,170円</td> <td>13,700円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>15,000円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">分団長及び副分団長</td> <td>10年未満</td> <td>11,670円</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>12,500円</td> <td>12,100円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>13,340円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">部長、班長及び団員</td> <td>10年未満</td> <td>10,000円</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>10年以上20年未満</td> <td>10,840円</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>20年以上</td> <td>11,670円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table>					階級	勤務年数	改正後	現行	団長及び副団長	10年未満	13,340円	12,900円	10年以上20年未満	14,170円	13,700円	20年以上	15,000円	14,500円	分団長及び副分団長	10年未満	11,670円	11,300円	10年以上20年未満	12,500円	12,100円	20年以上	13,340円	12,900円	部長、班長及び団員	10年未満	10,000円	9,700円	10年以上20年未満	10,840円	10,500円	20年以上	11,670円	11,300円
階級	勤務年数	改正後	現行																																				
団長及び副団長	10年未満	13,340円	12,900円																																				
	10年以上20年未満	14,170円	13,700円																																				
	20年以上	15,000円	14,500円																																				
分団長及び副分団長	10年未満	11,670円	11,300円																																				
	10年以上20年未満	12,500円	12,100円																																				
	20年以上	13,340円	12,900円																																				
部長、班長及び団員	10年未満	10,000円	9,700円																																				
	10年以上20年未満	10,840円	10,500円																																				
	20年以上	11,670円	11,300円																																				
	(2) 消防作業従事者等の補償基礎額																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最低額</td> <td>10,000円</td> <td>9,700円</td> </tr> <tr> <td>最高額</td> <td>15,000円</td> <td>14,500円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	改正後	現行	最低額	10,000円	9,700円	最高額	15,000円	14,500円																									
区分	改正後	現行																																					
最低額	10,000円	9,700円																																					
最高額	15,000円	14,500円																																					
	(3) 補償基礎額の加算額																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>0円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>扶養親族である子</td> <td>433円</td> <td>383円</td> </tr> </tbody> </table>					区分	改正後	現行	配偶者	0円	100円	扶養親族である子	433円	383円																									
区分	改正後	現行																																					
配偶者	0円	100円																																					
扶養親族である子	433円	383円																																					
3	施行期日 令和8年4月1日																																						

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行																																						
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>2 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、次のいずれかに該当する場合 <u>10,000円</u>（当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>10,000円</u>を超え、かつ、<u>15,000円</u>を超えない範囲内において市長が定める額）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の補償基礎額は、同項の規定による金額に、第5項第1号に該当する扶養親族については<u>1人につき433円を、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額とする。</u></p> <p>5 略</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(1)~(5) 略</u></p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>13,340円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,170円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15,000円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,670円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,340円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及</td> <td style="text-align: center;"><u>10,000円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,840円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,670円</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>	部長、班長及	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条</p> <p>2 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が、次のいずれかに該当する場合 <u>9,700円</u>（当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>9,700円</u>を超え、かつ、<u>14,500円</u>を超えない範囲内において市長が定める額）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、扶養親族のある消防団員又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」という。）の補償基礎額は、同項の規定による金額に、第5項第1号に該当する扶養親族については<u>100円を、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額とする。</u></p> <p>5 略</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2)~(6) 略</u></p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">補償基礎額表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上 20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14,500円</u></td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,900円</u></td> </tr> <tr> <td>部長、班長及</td> <td style="text-align: center;"><u>9,700円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>10,500円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,300円</u></td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>	分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>	部長、班長及	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
階級		勤務年数																																					
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>																																				
部長、班長及	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																																				
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>																																				
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>																																				
部長、班長及	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>																																				

び団員				び団員			
-----	--	--	--	-----	--	--	--